| 番号 |                 | 」 選及事業者に対する具内   | 「砂田県化ルナーニ番町ひが田麻士油」第中東要名による同僚   | <b>供</b>    |
|----|-----------------|---|--|-------------|
|    | 質問項目            | 公募参加予定者による質問  | 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者による回答   | 備考          |
| 1  | 能代港利用予定について     | 公募占用指針の別添3で示されている埠頭用地約8ha以外の場所について、港湾用地を能代港湾管理者(秋田県)より借り受ける予定があれば、その範囲と期間をご教示下さい。<br>(先行事業者の能代港湾管理者との賃貸借契約前では、仮に能代港湾事業者に問い合わせを行っても、希望する場所及び期間の貸借の可否が正確にわからない可能性があるため)                 | 別添1をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。   | 別添1:能代港利用計画 |
| 2  | 能代港利用予定について     | 公募占用指針の別添3で示されている埠頭用地約8ha以外の場所で<br>先行事業者が借り受けている港湾用地について、最終的な原状回復<br>を後続事業者が実施することを能代港湾管理者(秋田県)が認めた<br>場合、先行事業者の設定した利用期限以前に契約を終了し、後続事<br>業者が利用可能になるような調整は可能だと理解しておりますが、<br>よろしいでしょうか。 |  |             |
| 3  | 能代港利用予定について     | 公募占有指針の別添3で示されている埠頭用地約8haおよび、それ以外に港湾管理者より借り受ける予定の土地について、選定事業者にて地盤改良を実施する計画がある場合は、改良後の仕様(地耐力及び範囲)についてご教示下さい。   | 地盤改良に係る原状変更については各施設管理者との今後の協議事項であるため、現時点においては<br>回答を差し控えさせていただきます。   |             |
| 4  | 能代港利用予定について     | 公募占有指針の別添3で示されている岸壁の前面海域において、選定事業者にて底質の地盤改良(砕石置換など)を行う計画がある場合は、改良後の仕様(地耐力及び範囲)についてご教示下さい。   | 岸壁前面海域は、現時点において底質の地盤改良を実施する計画はありませんが、今後の調査・検討により地盤改良が必要となる可能性はあります。  |             |
| 5  | 中島地区の利用について     |   | 別添1の通り、中島1号岸壁または2号岸壁及びその背後地をO&M拠点として利用する計画です。利用開始は2026年9月からを予定しています。ただし、今後、港湾管理者(秋田県)および先行利用者との調整により変更となる可能性があることにご留意願います。 |             |
| 6  | 港湾整備について        | り、国の港湾整備計画以外に、先行事業者が独自に港の整備を実施  | また、現段階で岸壁前面の海底地盤改良を実施する計画はありませんが、今後の調査・検討により地  |             |
| 7  | 風車のレイアウトと機種について | 先行事業の風車から受ける影響を考慮して発電量解析を実施したいと考えています。分析には先行事業の風車機種と設置位置の座標が必要となりますので、ご教示ください。  |  |             |

| 番号 | 次田県能代市、三種可及び男旗市沖<br><b>質問項目</b> | 公募参加予定者による質問   | 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者による回答   | 備考          |
|----|---------------------------------|--|--|-------------|
| 8  | 送変電設備について                       | 洋上発電設備から系統連系点までの、送変電設備について、ルート、電圧、ケーブルサイズ、埋設断面、工事内容、工事工程をご教示ください。      | 公表されている以下の資料をご参照下さい。 ・2022年9月27日に開催された秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における第4回協議会資料「事業概要説明」 ・2022年12月13日付で認定を受けた「公募占用計画の概要」及び「促進区域内海域の占用の区域」なお、具体的なルート等は、選定事業者の選定後に個別の調整とさせていただきます。 また、現段階の計画であるため、今後変更となる可能性があることにご留意ください。 |             |
| 9  | 港湾の利用計画について                     | 外に利用する計画となっている埠頭用地(公共埠頭用地を含む)や   | また、SEP船等の建設用船舶の荒天時の退避先については、今後、関係者と協議を行っていく予定で   | 別添1:能代港利用計画 |
| 10 | 港湾の利用計画について                     |  | 原状回復については海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)第34条記載のとおり、地方整備局副局長および港湾管理者殿の指示に従うこととなるため現時点においては回答を差し控えさせていただきます。   |             |
| 11 | 独自に調整した港湾の利用計画について              | 去の各段階において、「促進区域と一体的に利用できる港湾」とは   | 別添1をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。<br>ださい。<br>なお、地耐力強化範囲や仕様、復旧方法については、今後、調査・検討及び港湾管理者との協議を行う予定のため現時点においては回答を差し控えさせていただきます。   | 別添1:能代港利用計画 |
| 12 | 工事期間について                        | 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の工事期間については、冬場も含まれているか。特にハタハタなどの漁場への影響も踏まえた対応を行っているか。 |  |             |

|    | 大田県龍代市、二種町及び男鹿市冲 |  |  | /++ +v        |
|----|------------------|--|--|---------------|
| 番号 | 質問項目             | 公募参加予定者による質問   | 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者による回答   | 備考            |
| 13 | 能代港利用時期について      | 秋田県能代市・三種町および男鹿市沖における第4回法定協議会<br>(2022年9月27日開催)の資料5および2022年12月13日に発表され | 2022年12月13日の公募占用計画認定以降、現時点において能代港の利用期間に変更はありませんが、<br>今後、関係者との調整等により変更となる可能性があります。              |               |
|    |                  | た公募占用計画認定の別添1-1で主要工程が示されており、下段に  | 万が一、何らかの理由により能代港の利用期間を変更する必要性が生じた場合の取扱いについては、  |               |
|    |                  | 『上記スケジュールは現時点の計画であり、今後、関係者との協議   | 国・港湾管理者・他の借受者との協議事項と理解しています。   |               |
|    |                  | を踏まえ、必要に応じて都度見直しを図ってまいります』との記載   |  |               |
|    |                  | がありますが、基地港湾である能代港の利用期間については後続案   |  |               |
|    |                  | 件に影響を及ぼすため、変更されることはないという認識で良いで   |  |               |
|    |                  | しょうか。万が一、何らかの理由により能代港の利用期間を変更す   |  |               |
|    |                  | る必要性が生じた場合、その時点で公募占用計画が認定されている   |  |               |
|    |                  | 後続案件のうち、能代港を利用する計画となっている案件が利用す   |  |               |
|    |                  | る期間を外した利用期間が設定されると理解していますが、よろし   |  |               |
|    |                  | いでしょうか。  |  |               |
| 14 | 能代港大森埠頭以外の利用岸壁及  | 促進区域と一体的に利用可能な港湾である能代港大森埠頭以外に、   | 別添1をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意く   | 別添1:能代港利用計画   |
|    | び後背地について         | 建設工事時において利用される能代港の岸壁と後背地の範囲、及び   | ださい。   |               |
|    |                  | 利用時期を御教示下さい。基礎、洗堀防止工、海底ケーブル、風  |  |               |
|    |                  | 車、工事種別毎に御教示頂けますと幸甚です。  |  |               |
|    |                  |  |  |               |
| 15 | 風車及びケーブルルートの座標に  | 能代三種男鹿海域における全ての風車配置、ケーブルルートの座標   | 公表されている以下の資料をご参照下さい。   |               |
|    | ついて              | を御教示下さい。すべてが難しい場合、もっとも北側の陸揚げ点よ   | ・2022年9月27日に開催された秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における第4回協議会資料「事業概  |               |
|    |                  | り北側を御教示頂きたい。八峰町及び能代市沖の計画において、海   |  |               |
|    |                  | 底ケーブルの交差等の懸念がある場所の有無を確認したいです。  | - 2022年12月13日付で認定を受けた「公募占用計画の概要」及び「促進区域内海域の占用の区域」  |               |
|    |                  |  | なお、現段階の計画であるため、今後変更となる可能性があることにご留意ください。  |               |
|    |                  |  | また、能代市、三種町及び男鹿市沖促進区域内への海底ケーブルの敷設にあたっては、建設・運転/維   |               |
|    |                  |  | 持管理・撤去に支障とならない離隔距離を確保する必要があると考えていますが、具体的には選定事  |               |
|    |                  |  | 業者の選定後に個別協議とさせていただきます。   |               |
|    |                  |  |  |               |
| 16 | OM基地港について        | 学し回力必要がの選転関払係の維持等用も行うす事がよりです。  | 別添1の通り、中島1号岸壁または2号岸壁及びその背後地をO&M拠点として利用する計画です。  | 別添1:能代港利用計画   |
| 10 | OWARD という        |  | が続いの通り、中島15月空または25月空及びその骨後地でOQM機点として利用する計画です。<br>ただし、今後、港湾管理者(秋田県)および先行利用者との調整により変更となる可能性があること | 1 HELOSA11出計画 |
|    |                  |  | たたし、7後、危害性性(秋田県)わよい元刊利用有この調金により変更となる可能性があることにご留意願います。  |               |
|    |                  |  | 1- C 14 / 2009/1 - 0 - 7 U   |               |
| 17 | 占用区域の北端の他公募での利用  | 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の占用区域の北端350m程度                                       | 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖促進区域内における海底送電線の占用にあたっては、建設・運転/   |               |
|    | について             | のエリアについて、他公募の海底送電線の占用に供することは可能   | 維持管理・撤去に支障とならない離隔距離を確保する必要があると考えていますが、具体的には選定  |               |
|    |                  | でしょうか。   | 事業者の選定後に個別協議とさせていただきます。  |               |
|    |                  |  |  |               |
|    | l .              | L  | L  |               |

| 番号 | 質問項目 | 公募参加予定者による質問  | 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者による回答   | 備考 |
|----|------|---|--|----|
| 18 |      | 基地港設備の共用については、ラウンド2選定後において、選定事業者が必要に応じて「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭における他の借受者と調整を行えることになっているが、選定の暁には情報開示及び打ち合わせに応じて頂けることをご確認ください。 |  |    |
| 19 |      | 能代港の使用において、R1で使用を開始する期間が変更となった場合、タイムリーに通知頂きたいと考えております。事業選定後に、定期的(例:3か月間毎)に打ち合わせをさせていただくことは可能でしょうか。                        | 選定事業者の選定後に協議、調整させていただきます。  |    |
| 20 |      | 利本荘プロジェクトと近接することが想定されます。この中で県内  | 当社は公募評価に言及する立場にありませんが、サプライチェーンについては、協力会社との守秘義務があるため、具体的な計画については、回答を差し控えさせていただきます。<br>選定事業者の選定後に必要に応じて協議、調整させていただきます。 |    |
| 21 |      | 利本荘プロジェクトと近接することが想定されます。また、洋上風<br>力の人材育成や地域共生策は秋田県内で不公平感が出ないよう、複  | 選定事業者の選定後に必要に応じて協議、調整させていただきます。なお、公表されている以下の資料をご参照下さい。 ・2022年9月27日に開催された秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における第4回協議会資料「事業概要説明」         |    |

#### ②「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」選定事業者に対する質問

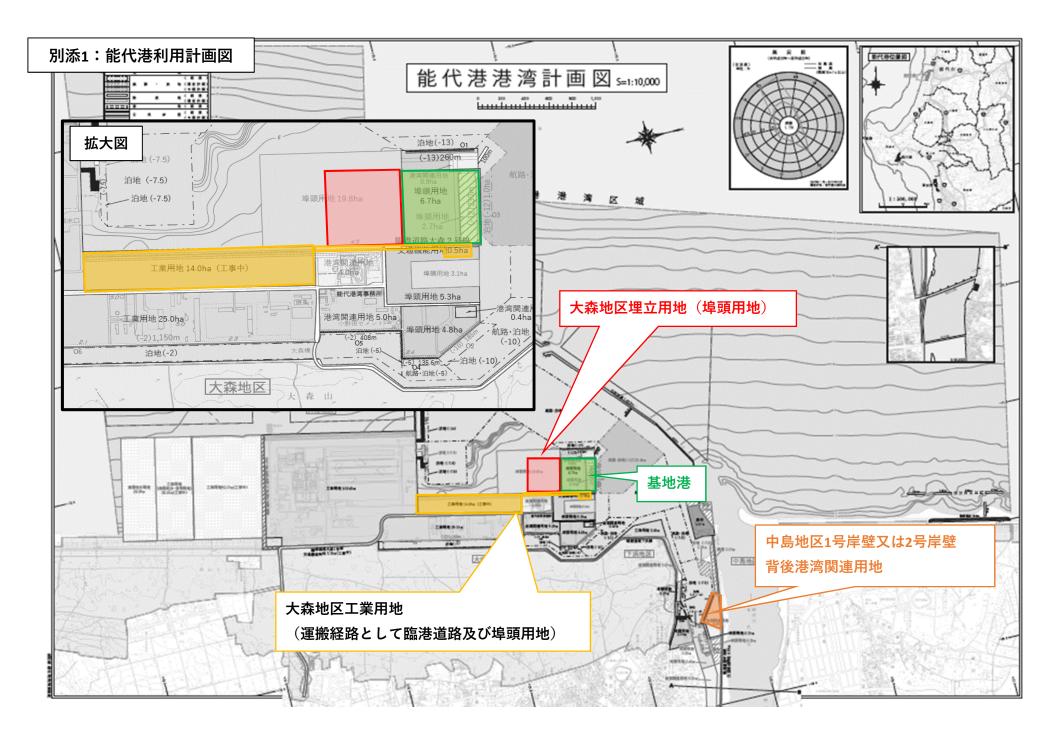
| 番号 | 質問項目        | 公募参加予定者による質問  | 「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」選定事業者による回答  | 備考                         |
|----|-------------|---|---|----------------------------|
| 1  | 秋田港利用について   | 公募占用指針の別添3で示されている埠頭用地約8ha以外の場所について、港湾用地を秋田港湾管理者(秋田県)より借り受ける予定があれば、その範囲と期間をご教示下さい。<br>(先行事業者の秋田港管理者との賃貸借契約前では、仮に秋田港湾事業者に問い合わせを行っても、希望する場所及び期間の貸借の可否が正確にわからない可能性があるため)                  |   | 別添2:秋田港利用計画<br>別添3:船川港利用計画 |
| 2  | 秋田港利用について   | 公募占用指針の別添3で示されている埠頭用地約8ha以外の場所で<br>先行事業者が借り受けている港湾用地について、最終的な原状回復<br>を後続事業者が実施することを秋田港湾管理者(秋田県)が認めた<br>場合、先行事業者の設定した利用期限以前に契約を終了し、後続事<br>業者が利用可能になるような調整は可能だと理解しておりますが、<br>よろしいでしょうか。 | 原状回復の取扱いについては港湾管理者(秋田県)の指示に従うこととなるため、現時点においては<br>回答を差し控えさせていただきます。  |                            |
| 3  | 秋田港利用について   | 公募占有指針の別添3で示されている埠頭用地約8haおよび、それ以外に港湾管理者より借り受ける予定の土地について、選定事業者にて地盤改良を実施する計画がある場合は、改良後の仕様(地耐力及び範囲)についてご教示下さい。   | 地盤改良に係る原状変更については各施設管理者との今後の協議事項であるため、現時点においては<br>回答を差し控えさせていただきます。  |                            |
| 4  | 秋田港利用について   | 公募占有指針の別添3で示されている岸壁の前面海域において、選定事業者にて底質の地盤改良(砕石置換など)を行う計画がある場合は、改良後の仕様(地耐力及び範囲)についてご教示下さい。   | 岸壁前面海域は、現時点において底質の地盤改良を実施する計画はありませんが、今後の調査・検討により地盤改良が必要となる可能性はあります。 |                            |
| 5  | 港湾整備について    | 秋田港の埠頭及び隣接する秋田県管理のエリアを利用するにあたり、国の港湾整備計画以外に、先行事業者が独自に港の整備を実施予定の場合は、その概要(利用範囲、利用時期や使用後の復旧方法等)をご教示ください。加えて、地耐力強化(海底面も含む)を実施予定の場合は、その範囲と仕様及び使用後の復旧方法もご教示ください。                             | また、現段階で岸壁前面の海底地盤改良を実施する計画はありませんが、今後の調査・検討により地                       |                            |
| 6  | 港湾の利用計画について | 外に利用する計画となっている埠頭用地(公共埠頭用地を含む)や  | また、SEP船等の建設用船舶の荒天時の退避先については、今後、関係者と協議を行っていく予定で                      | 別添2:秋田港利用計画<br>別添3:船川港利用計画 |

### ②「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」選定事業者に対する質問

| 番号 | 質問項目                        | 公募参加予定者による質問   | 「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」選定事業者による回答  | 備考                         |
|----|-----------------------------|--|---|----------------------------|
| 7  | 独自に調整した港湾の利用計画について          | 去の各段階において、「促進区域と一体的に利用できる港湾」とは   |   | 別添2:秋田港利用計画<br>別添3:船川港利用計画 |
| 8  | 工事期間について                    | 秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」の工事期間については、冬場も含まれているか。特にハタハタなどの漁場への影響も踏まえた対応を行っているか。  | 現時点では、海域における冬場の工事を想定していません。   |                            |
| 9  | 秋田港利用時期について                 | 催) の資料5および2022年12月13日に発表された公募占用計画認定  | 万が一、何らかの理由により能代港の利用期間を変更する必要性が生じた場合の取扱いについては、   |                            |
| 10 | 秋田港飯島埠頭以外の利用岸壁及<br>び後背地について | 促進区域と一体的に利用可能な港湾である秋田港飯島埠頭以外に、<br>建設工事時において利用される秋田港の岸壁と後背地の範囲、及び<br>利用時期を御教示下さい。基礎、洗堀防止工、海底ケーブル、風<br>車、工事種別毎に御教示頂けますと幸甚です。 | 別添2をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。  | 別添2:秋田港利用計画                |
| 11 | OM基地港について                   | 洋上風力発電所の運転開始後の維持管理を行う基地港及び利用する<br>岸壁を御教示頂けますでしょうか。   | 別添4の通り、本荘港をO&M拠点として利用する計画です。<br>ただし、今後、港湾管理者(秋田県)および先行利用者との調整により変更となる可能性があること<br>にご留意願います | 別添4:本荘港利用計画                |
| 12 | 基地港の設備について                  | 基地港設備の共用については、ラウンド2選定後において、選定事業者が必要に応じて「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭における他の借受者と調整を行えることになっているが、選定の暁には情報開示及び打ち合わせに応じて頂けることをご確認ください。  | 選定事業者の選定後に協議、調整させていただきます。   |                            |

#### ②「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」選定事業者に対する質問

| 番号 | 質問項目         | 公募参加予定者による質問  | 「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」選定事業者による回答  | 備考 |
|----|--------------|---|---|----|
| 13 | 使用期間について     | 秋田港の使用において、R1で使用を開始する期間が変更となった場合、タイムリーに通知頂きたいと考えております。事業選定後に、定期的(例:3か月間毎)に打ち合わせをさせていただくことは可能でしょうか。  |   |    |
| 14 | サプライチェーンについて | 利本荘プロジェクトと近接することが想定されます。この中で県内  |   |    |
| 15 | 地域共生策について    | 利本荘プロジェクトと近接することが想定されます。また、洋上風力の人材育成や地域共生策は秋田県内で不公平感が出ないよう、複数の選定事業者が一体で取り組むことが、実効性のある地域(県内)貢献と考えます。 | 選定事業者の選定後に必要に応じて協議、調整させていただきます。<br>なお、公表されている以下の資料をご参照下さい。<br>・2022年9月27日に開催された秋田県由利本荘市沖(北側・南側)における第4回協議会資料「事業概要説明」 |    |



### 1. 建設基地港

### 【利用予定期間】

・建設:2026年4月~2029年3月

・維持管理及び運用:風車修理等必要に応じて利用する可能性あり

・撤去:2051年10月~2053年6月

### (1) ケース1 (大森地区埋立拡張用地利用可能の場合)



## (2) ケース2 (大森地区埋立拡張用地利用不可の場合)



## 2. OM拠点港

# 【利用予定期間】2026年9月~



